

別海町成年後見事業 が始まりました!

本事業は別海町社会福祉協議会に
委託して実施します。



① 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方およびその親族等が、不利益や権利の侵害等を受けることがないように、成年後見実施機関に登録している市民後見人から不動産や現金等の財産管理や生活、医療、介護および福祉に係る手続きの支援等を受けることで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目的とする制度です。

② 成年後見制度のしくみ

(例)

- 日常的な金銭管理に不安がある。
- 何度か大事な書類を紛失している。
- 悪徳商法や詐欺などで財産侵害を受ける心配がある。
- 障がい等を持っている子どもの将来の財産管理について考えておきたい。



※被後見人の状況は裁判所が3段階で判断します。

- (1) 後見 常に判断力を欠いており、日常の買い物等も一人では難しい方
- (2) 保佐 判断能力が著しく不十分で、日常の買い物等は一人でできるが、重要な財産の管理・処分等は難しい方
- (3) 補助 判断能力が不十分で、十分な財産の管理等を一人ですることが不安な方

③ 相談に関するQ & A

Q どのような人が相談できますか。

A 町内にお住まいの障がい者や高齢者ご本人またはその親族等や関係機関の方々が相談できます。

Q 誰が相談に応じてくれますか。

A 別海町成年後見実施機関（別海町社会福祉協議会）の職員が相談の概要をお伺いし、助言を行ったり、専門の窓口や関係機関を紹介します。

Q いつ相談できますか。

A 成年後見制度に関する相談時間は次のとおりです。
月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時30分



④ 別海町成年後見実施機関が行う業務

1. 相談対応業務

お電話や窓口で、権利擁護・成年後見制度に関する相談や質問を受け付けます。

2. 申し立て等の支援に関する業務

制度の適切な利用ができるよう、手続き等の説明や助言など申立に関する支援をします。

3. 普及啓発業務

成年後見制度に関する情報発信や学習会等の開催など、幅広く町民の方々へ広報普及活動をします。

4. 市民後見人の養成、実務研修および登録に関する業務

市民後見人の養成や養成講座修了者を対象とした研修をします。
家庭裁判所への後見人候補者の推薦を行うに当たり、あらかじめ市民後見人の名簿登録をします。

5. 成年後見人の後見活動に関する相談および支援業務

市民後見人登録者の活動に関する相談や活動支援をします。



相談・問合せ

別海町成年後見実施機関 事務局
別海町社会福祉協議会 電話 75-2148

福祉部 介護支援課 高齢者福祉担当
電話 75-2111 (内線1317)

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45~受付 10:00~11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
6月	8日(木)	13日(火)	20日(火)
7月	13日(木)	11日(火)	18日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
 - ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
- ※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費
無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です
■申込み・問合せ/TEL79-5500(直通) 役場1階福祉部内

福祉課から

認定こども園 別海保育園 中途入園児募集

別海保育園では7月1日から9月1日までの間に入園を希望されるお子さまの追加募集を行います。入園を希望される方は申込手続きを行ってください。

なお、本募集は7月1日(土)から9月1日(金)までに入園できる

0歳児(平成28年4月2日以降に生まれた生後6カ月以上の児童)のみです。その他のクラスについては募集の予定はありません。

ただし、保護者等の状況により緊急的に受け入れる場合もあります。



1 入園対象児童など

入園対象児童	提出書類
保護者等が、仕事や疾病、出産の前後やその他「保育を必要とする事由」により、昼間家庭での保育を受けることができない児童で、平成28年4月2日以降に生まれた生後6ヶ月以上の児童。 ただし、平成29年7月1日から9月1日時点で入園できる基準を満たしている場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ●支給認定申請書兼入園申込書 ●保育を必要とする事由を証明する書類(児童の両親と18歳以上65歳未満の同居者全員分) ●その他、必要に応じ町長が定める証明書(該当者のみ)

※園の運営内容、入園基準等の詳細は町ホームページをご覧ください、下記へお問合せください。

2 募集人数 若干名

3 受付期間 6月5日(月)から16日(金)まで

4 申込書類交付場所及び提出場所 下記担当または別海保育園

問合せ/こども・子育て担当(内線1313・1314・1331) 別海保育園 TEL75-2726

児童手当の「現況届」は忘れずに

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

この届出は前年の所得および6月1日現在の状況を確認し、6月以降に引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。提出されなければ6月以降の手当を受けられなくなりますので、必ず期日までに手続きしてください。

現況届は6月上旬に児童手当受給中の方へ郵送します。

ただし、平成29年5月以降に別海町で認定請求した方(5月に第一子が生まれた方、5月に別海町へ転入した方など)へは、今年度の届出を省略できるため郵送しません。

■提出書類 郵送される書類でご確認ください。

■提出期限 6月30日(金)

■提出場所 右記担当、各支所または各連絡事務所

問合せ/こども・子育て担当(内線1331)



敬老優待無料バス券、障がい者無料バス券、福祉ハイヤー利用券申請のお知らせ

6月1日(木)から本年度のバス、ハイヤー券の利用申請の受付を開始します。

(1)敬老優待無料バス乗車券・障がい者無料バス利用券交付

対象者 本町に住所を有し、次の条件に該当する方のうち、所得が定める額を超えない方

【敬老優待無料バス乗車券】

下記①から③のすべての条件を満たす方

- ①満70歳以上の高齢者
- ②施設に入所していない方
- ③バスを利用できる方

【障がい者無料バス利用券】

下記①から④のいずれかの条件を満たす方

- ①障がい者手帳所持者（身体・療育・精神）
- ②第1種の身体障害者手帳又は療育手帳A所持者の介護者
- ③12歳未満の障がい児の介護者（6歳未満の障がい児については、介護者のみ）
- ④①に該当する方が高等養護学校へ進学・在学し、親権者が本町に居住している方

対象バス 阿寒バス、くしろバス、根室交通が運行する釧路・根室管内の各路線

有効期間 7月1日から翌年6月30日まで



(2)別海町福祉ハイヤー利用券交付

対象者 本町に居住し、次のいずれかに該当する方のうち、住民税非課税世帯の方

※今年度から、車のある世帯の方も対象となります。

- ・70歳以上の方
- ・身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

対象ハイヤー 西別ハイヤー

有効期間 7月1日から翌年6月30日まで



バス券・ハイヤー券の利用金額 各券共通：1人年間12,000円

※8月以降の申請から月割り交付となります。

高齢者通院費助成について

町内に住所を有する満70歳以上の高齢者で、釧路市内の医療機関へバスで通院している方に交通費（バス代）を一部助成します。

(3)高齢者通院費助成

対象者 上記(1)の敬老優待無料バス乗車券の交付を受けられる方で、次の条件に該当する方

- ・釧路市内（循環器内科、放射線科、麻酔科、整形外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、口腔外科、皮膚科）で治療を受ける方
- ・6ヶ月以上継続して治療が必要と医師が認めた方

【申請先】 (1)(2)(3)共通 下記担当、各支所または各連絡事務所 ※必ず印鑑をお持ちください。

問合せ/社会・障がい福祉担当（内線1312）

献血のお知らせ

第1回 移動献血車のお知らせ

第1回目の献血日程が決定しましたので、ご協力をお願いします。

実施日	実施場所	受付時間
6月13日(火)	J A道東あさひ本所兼別海支所	午前9時から午前11時30分
	中春別農業協同組合	午後1時から午後2時30分
	雪印メグミルク(株)別海工場	午後3時から午後4時30分
6月14日(水)	陸上自衛隊別海駐屯地	午前9時から正午
	J A道東あさひ西春別支所	午後1時30分から午後4時30分
6月15日(木)	別海町役場	午前9時から午前11時45分
		午後1時から午後4時30分
6月16日(金)	J A道東あさひ上春別支所	午前9時から午前11時15分
	(株)明治西春別工場	午後1時から午後2時15分
	森永乳業(株)別海工場	午後2時45分から午後4時

※陸上自衛隊別海駐屯地での献血は、自衛隊員のみを対象としています。



問合せ
日本赤十字社別海町分区分
(社会福祉協議会内)
TEL 75-2148